

## 第1号議案－2

### 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について、次のとおり提案します。

令和2年3月25日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の要旨

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号）の一部改正に伴い、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置に関して、必要な事項を定める。

#### 2 制定内容

県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規定の整備

#### 3 規則案

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和2年4月1日

#### 5 根拠規定

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条 県立の義務教育諸学校等の教育職員（給与条例第4条第1項第3号ロ又はハに規定する教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける者に限る。以下この項において単に「職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針（次項において「指針」という。）を踏まえ、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。



## 広島県教育委員会規則第 号

県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

### 県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号。以下「条例」という。）第七條第一項の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この教育委員会規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教育職員 広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校の条例第二条第二項に規定する教育職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項第三号ロ又はハに規定する教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける者という。
- 二 正規の勤務時間 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条から第五条までに規定する勤務時間という。
- 三 所定の勤務時間 勤務時間条例第九条及び第十条第一項に規定する日並びに給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会が定める日（勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
- 四 時間外在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）に規定する在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第三条 教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の限度時間は、一月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に第一項の限度時間を超えて

所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一月における時間外在校等時間 百時間未満であること。
- 二 一年における時間外在校等時間 七百二十時間を超えないこと。
- 三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の一月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。
- 四 一年のうち一月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数 六月以内であること。

(委任)

第四条 この教育委員会規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年3月 日  
教育委員会

### 1 要 旨

学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、令和2年1月17日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の規定によって、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）が告示された。

指針第4(1)において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定されている。

このことから、本県においても、県立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則（以下「規則」という。）を制定するとともに、方針を策定する。

### 2 概 要

#### (1) 対象職員

県立学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）

#### (2) 対象時間

##### ア 在校等時間

次の(ア)及び(イ)に掲げる時間から(ウ)及び(エ)に掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

(ア) 校内に在校している時間

(イ) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

(ウ) 正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

(エ) 休憩時間

##### イ 上限時間

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間について、次の(ア)又は(イ)に掲げる時間の上限の範囲内とする。

(ア) 原則

a 1年について360時間以下

b 1か月について45時間以下

(イ) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合（以下「特例」という。）

(ア)にかかわらず、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

a 1年について720時間以下

b 1か月について100時間未満

c 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

d 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

### 3 詳細

#### (1) 対象職員

県立学校の教育職員に限るため、県立学校の事務職員及び学校栄養職員並びに市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）は含まない。

なお、充て指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第4項に規定する職員をいう。）については、所属が県立学校の場合は、服務監督を行う事務局又は学校以外の教育機関（広島県教育委員会組織規則（平成9年広島県教育委員会規則第4号）第2条に規定する機関をいう。以下「事務局等」という。）において規則を適用し、所属が市町立学校の場合は、規則の直接の対象とはならないが、服務監督を行う事務局等において規則を準用する。

〔※ 事務職員及び学校栄養職員については、36協定に基づく時間外労働の上限規制が適用されるため。〕

#### (2) 対象時間

##### ア 2(2)ア(ア)及び(イ)に規定する時間

正規の勤務時間及び限定4項目（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号。以下「給特条例」という。）第6条第2項に規定する要件をいう。以下同じ。）による時間外勤務命令以外の時間を含む。

〔※ 指針第3(1)ロにおいて、「各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間」についても在校等時間に含めることが規定されているが、県立学校の教育職員については、テレワーク等を導入していない。〕

##### イ 2(2)ア(ウ)に規定する時間

教育職員の申告に基づく。

##### ウ 2(2)ア(エ)に規定する時間

休憩時間（勤務時間条例第6条第1項に規定する休憩時間をいう。）を確実に確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。

##### エ 原則

上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。

なお、在校等時間から除く正規の勤務時間については、休日の代休日（勤務時間条例第10条第1項に規定する日をいう。）が指定された場合における当該休日に割り振られた正規の勤務時間における勤務を含む（ただし、給特法第6条第3項の規定によって、休日に勤務を命じる場合は、そもそも限定4項目に限られる。）。

##### オ 特例

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合をいう。

##### カ 把握方法

県立学校教職員勤務時間管理システムに基づいて把握する。

#### (3) 留意事項

##### ア 事後検証

特に、特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

##### イ 持ち帰り業務

持ち帰り業務については、在校等時間に含まれるものではないが、本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、原則又は特例に規定する上限時間を守るために、持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し、取り組む。

##### ウ その他

(ア) 規則及び当該方針のほか、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める（学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）（令和2年3月広島県教育委員会改定）を含む。）。

(イ) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するよう留意する。

(ウ) 本庁に長時間勤務に関する相談窓口を設置する。

### 4 施行期日

令和2年4月1日